

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国において平成 25 年 8 月から生活扶助基準が引き下げられることに伴い、奨学資金の貸与の対象者のうち、その収入の基準について生活保護の例により算定をされている者にその影響が及ばないようにするため、滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 貸与の対象者の属する世帯の収入の年額の基準となる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯の需要の年額については、当分の間、平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）の例により測定したものとすることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行することとします。

議第122号

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年6月6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第6項を次のように改める。

（貸与の対象者の属する世帯の需要の年額の特例）

- 6 当分の間、第2条第3号の規定の適用については、同号ウ中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

付 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

滋賀県奨学資金貸与条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付則 1～5 省略</p> <p><u>(貸与の額の特例)</u></p>	<p>本則 省略</p> <p>付則 1～5 省略</p> <p><u>(貸与の対象者の属する世帯の需要の年額の特例)</u></p>
<p>6 <u>平成18年3月31日に守山市立守山女子高等学校に在学していた者は、同校が法第4条第1項の規定に基づく設置者の変更により学校法人立命館が設置する立命館守山高等学校となった日以後、同校に引き続き在学する間、公立の高等学校等に在学する者とみなして、第4条第1項の規定を適用する。</u></p>	<p>6 <u>当分の間、第2条第3号の規定の適用については、同号ウ中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。</u></p>

滋賀県奨学資金の概要

1 貸与要件

次の①～④のいずれにも該当する者で修学に意欲を有する者

- ① 保護者等が県内に居住する者
- ② 高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）に在学する者
- ③ 世帯の収入が基準額（生活保護基準の1.7倍）以下である等、経済要件を満たし、学資の支弁が困難と認められる者
- ④ 現に国や都道府県の他の同種の奨学資金を受けていない者

2 種類・金額等（貸与利率は無利子）

区 分		自宅通学	自宅外通学
奨学金(月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円	
	私立加算額	限度額150,000円 (ただし、入学金相当額の範囲内)	

3 返 還

- ① 返還期間：貸与期間終了後6箇月を経過したときから10年以内
- ② 返還方法：月賦、半年賦または年賦による均等償還

(参考) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号） （抄）

(貸与の対象者)

第2条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金（当該申請する者が法第1条に規定する中等教育学校に在学する者である場合にあっては、次条の奨学金に限る。）を貸与することができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する世帯に属する者であること。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯

イ 世帯に属するすべての者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町民税が課されていない者その他これに準ずるものとして規則で定める者である世帯

ウ 貸与の申請をしようとする年の前年の世帯の収入の年額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の年額（以下「世帯の需要の年額」という。）の1.7倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの

エ 貸与の申請をしようとする年の世帯の収入の年額の見込額が、失業その他の理由により前年に比し著しく減少し、かつ、世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの

(4) (略)